

自動車の相続手続き（必要書類）

行政書士法人こころ京都 南オフィス（宮原事務所）

TEL 0774-53-3009

FAX 0774-53-3007

1. 単独相続（相続人の内1人が相続する場合）

項目	内容	備考
申請書（OCR申請書）		
手数料納付書		登録印紙を貼付
自動車検査証	車検有効期間内のもの	抹消する場合は期限切れでもOK
「遺産分割協議書」	相続人全員が実印を押印する。	（自動車を相続した人以外は、印鑑証明書の添付不要）
「遺産分割協議成立申立書」（査定価格が百万円以下の場合、遺産分割協議書に代えて使用が可能です。）	自動車を相続した人だけが実印を押印する。	査定士資格証（写し）、査定書（注文書）等、査定価格の判るもの
印鑑証明書（有効期間3か月以内）	自動車を相続した人の印鑑証明書	
戸籍・除籍謄本又は戸籍の全部事項証明書等、被相続人と相続人の関係が判明するもの。	「遺産分割協議書」の場合は、被相続人の死亡と相続人全員の関係が全て証明できるもの	「遺産分割協議成立申立書」の場合は、被相続人の死亡と相続人との関係が証明できるもの
新所有者	印鑑証明書（遺産分割協議書・成立申立書に添付したものを使用	委任状へ実印を押印
車庫証明	車検証の使用の本拠地と相続人の使用の本拠地が同一住所地なら不要	住所ではなく使用の本拠地が同一であることが必要
自動車税申告書		

* 共同相続、相続人に未成年者がいる場合はご相談ください。